下呂市告示第 119 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 231 条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、下呂市会計規則(平成 16 年下呂市規則第 43 号) 第 15 条の2の規定により告示する。

令和5年4月1日

下呂市長 山 内 登

1 指定納付受託者の名称及び住所

名 称	住 所
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目 24番 12号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して行う下呂市手数料条例 (平成 16 年下呂市条例第 62 号) に基づく手数料 及び郵送料相当の金額

3 指定納付受託者に歳入させる期間 令和5年4月1日から契約満了の日まで